

<規則(案)の概要>

川越市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(案)の概要

1 趣旨

この規則は、川越市空き家等の適正管理に関する条例(以下条例といいます)の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

2 指導

条例第6条の規定による指導は、文書により行うものとします。

3 勧告

条例第7条の規定による勧告は、文書により行うものとします。

4 公表

(1) 条例第8条第1項の規定による公表の内容は、次に掲げる事項とします。

- ・ 勧告に従わなかった旨並びにその者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・ 勧告に係る空き家等の所在地
- ・ 勧告の内容
- ・ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとします。

5 意見を述べる機会の付与

(1) 市長は、条例第8条第2項の規定により公表の相手方に意見を述べる機会を与えるときは、文書により、当該公表の相手方に通知するものとします。

(2) (1)の通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、文書により意見を述べなければならないものとします。

6 文書の様式

指導、勧告及び意見を述べる機会の付与の手續に係る文書の様式を定めま

す。

7 施行期日

この規則は、平成25年4月1日から施行するものとします。